

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊陽町は、児童手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊陽町長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に基づき、対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表(81の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 42、125、141、161の項 【情報照会の根拠】 106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 総務部 総務課 電話 096-232-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 健康福祉部 子育て支援課 電話 096-232-2202
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住所を含む3情報の一一致を厳守し、取得した情報について誤りがないか複数人で確認を行う体制としているため、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住所を含む3情報の一一致を厳守し、取得した情報について誤りがないか複数人で確認を行う体制としているため、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity児童手当 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	1. 児童手当システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事後	システムの更新
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(以下省略)	番号法第19条第8号 別表第二(以下省略)	事後	法改正に伴う修正
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人數	令和2年3月10日	令和4年3月1日	事後	
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月10日	令和4年3月1日	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	菊陽町では、児童手当法に基づき、町内に居住する中学校を卒業する前の児童を養育する親からの申請を受け付け、受給者台帳に登録し、児童手当の支給に関する事務を行う。所得の状況に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判断し、手当を支給する。 具体的には、 ①児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅 ④児童手当を受給者の口座へ振り込み(年3回(2月、6月、10月)に分けて、4か月分ずつ支給) ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定 ⑥一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし受給者へ通知 ⑦児童の年齢到達(中学校卒業)に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い、受給者へ通知 子育てワンストップサービス マイナポータルを通じたサービス検索・電子申請機能による届出書類等の受領を行う。	児童手当法等の規定に基づき、対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一(56の項)	番号法第9条第1項、別表(81の項)	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供の根拠】 (26、30、87の項) 【情報照会の根拠】 (74、75の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 42、125、141、161の項 【情報照会の根拠】	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署①部署	福祉生活部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	担当部署の名称変更
令和7年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	菊陽町役場 福祉生活部 子育て支援課	菊陽町役場 健康福祉部 子育て支援課	事後	担当部署の名称変更
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人數	令和4年3月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	追加項目	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11・最も優先度が高いと考えられる対策	なし	追加項目	事後	